

9月から新しい農業委員会の体制へ

「農業委員会等に関する法律」が改正され、市の農業委員会は9月1日から新たな体制へ変わります。主な改正点は下記のとおりです。

①農業委員会業務の重点化

農業委員会の必須業務には、農地の権利移動や農地転用などの許認可、農地利用状況調査などがあります。今回の改正で「農地利用の最適化の推進」も必須業務に位置付けられました。

「農地利用の最適化の推進」とは？

- ▶担い手への農地集積・集約化
- ▶遊休農地の発生防止・解消
- ▶新規参入の促進

②農業委員の定数、報酬と選出方法の変更

農業委員の定数は31人から19人に変更され、月額基本報酬額は33,000円です。選出方法は、これまでの「選挙制と議会などの推薦による市長の選任制の併用」から「推薦・募集を行い、議会の同意を要件とする市長の任命制」に変わります。

農業委員の任命要件は次のとおりです。

- ▶農業委員の過半数を認定農業者とする
- ▶農業委員のうち、農業に利害関係のない人を入

れる

- ▶女性や若者も積極的に登用する

③農地利用最適化推進委員の新設

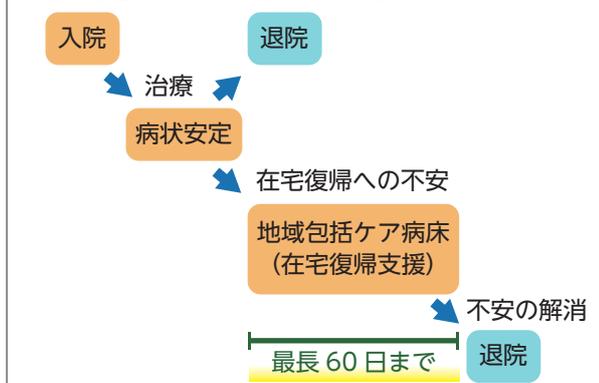
農地利用の最適化を推進するため、主に現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」を新設します。定数は27人、月額基本報酬額は26,400円です。農業委員会が定める区域ごとに推薦・募集を行い、委嘱します。

■問い合わせ先 農業委員会事務局(☎・内線1351)



昨年7月の「農地の日」に合わせて啓発活動を行う農業委員

【入院から退院の流れ】



国民健康保険西根病院 新たに地域包括ケア病床を開設

西根病院は、2月1日から一般病床60床の一部を転換し、地域包括ケア病床(16床)として運用しています。

●地域包括ケア病床とは？

急性期治療を終了し、症状が改善した患者は退院となりますが、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある場合があります。主治医の判断で医療・看護・リハビリテーションを行う、安心して復帰できるよう支援するところが地域包括ケア病床です。

主治医をはじめ、看護師や医療ソ

シャルワーカーが退院に向けた支援を行います。

●どのような人が対象に？

▼入院治療により症状が改善したが、経過観察や在宅復帰への療養準備が必要な人

▼手術などの治療が終了し、症状が安定した後も、在宅復帰に向けて治療が必要な人

▼生活習慣病などの疾患の治療、病状を理解し準備するための教育入院を目的とする人

▼その他、主治医が必要と判断する人

※入院期間は60日以内が原則となります。症状の変化により、地域包括ケア病床から一般病床へ移行する場合があります。

●入院費用の計算方法は？

▼入院費用は一般病床と異なり、1日当たりの定額制となります。検査・投薬・注射・リハビリテーションなど、ほとんどの費用が含まれますが、食事やオムツ代など、一部除外となるものもあります。

▼高額療養費制度を利用できます。

■問い合わせ先 西根病院地域医療連携室(☎76・3111)